

○宮崎大学医学部附属病院医療材料審査委員会規程

平成16年10月27日
制 定

改正 平成18年4月1日 平成19年3月5日
平成27年9月16日

(設置)

第1条 宮崎大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における医療材料の採用、削除及びその取扱いに関する事項について審議するため、医療材料審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において「医療材料」とは、本院における診断及び治療において患者に使用し、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）において使用が認められているもので、薬事委員会の審議に係る医薬品を除く、別表で定めるものをいう。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 医療材料の採用及び削除に関すること。
- (2) 医療材料の有効性に関すること。
- (3) 医療材料の安全性に関すること。
- (4) 医療材料の経済的、効率的運用に関すること。
- (5) その他医療材料の取扱いに関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 材料部長
 - (2) 診療科の科長のうちから2人（内科系及び外科系から各1人とする。）
 - (3) 医学部及び附属病院の准教授又は講師のうちから2人（内科系及び外科系から各1人とする。）
 - (4) 手術部副部長
 - (5) 放射線部副部長
 - (6) 材料部副部長
 - (7) 検査部技師長
 - (8) 副看護部長のうちから1人
 - (9) 手術部、材料部及び感染対策担当の各看護師長
 - (10) 管理課長
 - (11) 医事課長
- 2 前項第2号、第3号及び第8号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て病院長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第2項に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、材料部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第7条 委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取

することができる。

(専門部会)

第9条 委員会に専門的事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員及び部会長は、委員長が指名する。

(事務)

第10条 委員会の事務は、管理課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年10月27日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。